

2026年7月10日

各位

株式会社 三十三銀行

株式会社 MV ホールディングスに対する 当行初の「企業価値担保権」を活用した地元企業支援について

株式会社三十三銀行（頭取：道廣 剛太郎）は、株式会社 MV ホールディングス（代表取締役：杉本 幸倫）に対し、事業性融資推進法施行により創設された「企業価値担保権」を活用した地元企業支援を実施しましたので、お知らせいたします。

同社は、グループで光通信回線販売事業、太陽光設備の訪問販売事業、住宅設備を扱う EC サイト「i-port」の運営事業を展開し、東海及び関西エリアを中心に強固な販売網を構築しています。

本件は、「企業価値担保権」を活用した融資案件として当行初の取組みであり、今後も同制度の活用を通じ、企業の成長をサポートしてまいります。

記

1. 「企業価値担保権」の概要

「企業価値担保権」は、2026年5月25日に施行された事業性融資推進等に関する法律（事業性融資推進法）に基づく制度であり、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業価値や将来性に着目した融資を促進する制度として新たに創設されました。

2. 借入人概要

(1) 企業名	株式会社MVホールディングス
(2) 所在地	愛知県名古屋市中区栄二丁目12番12号
(3) 代表取締役	杉本 幸倫
(4) 事業内容	光通信回線販売事業、太陽光設備の訪問販売事業、住宅設備を扱うECサイト「i-port」の運営事業
(5) 資本金	1億円

以上